

## Q & A よくある質問

**Q 01**  
実家が空き家になったので、家をどうしようか悩んでいます。家の所有者は親の名義のままでも補助金は使えますか？

**A 01**  
家の所有者でなければ、活用の申請ができない補助金や制度があります。例えば、空き家バンク・空き家改修補助金などが、それにあたります。これらの補助金や制度を活用する場合は、**相続登記などの手続きをする**必要があります。

**Q 02**  
空き家改修補助金を使うには、必ず**空き家バンクに登録**しなければいけませんか？

**A 02**  
はい、**改修後 13 年間は空き家バンクに登録**していただくことが条件となっています。また、この補助金を使った場合、貸し出せる相手は移住者や子育て世帯などに限られます。

**Q 03**  
住んでいないけど、たまに荷物を取りに行ったりしている家も「空き家」になりますか？

**A 03**  
原則、「空き家」とは人が居住しなくなっておよそ**1 年以上が経過した家**のことを指します。ご自身が所有している家などが「空き家」に該当するかどうかは、活用を検討している補助金・制度の担当課に直接お尋ねください。

**Q 04**  
所有者が遠方に住んでいますが、相談できますか？

**A 04**  
はい、電話やメールでもご相談いただけます。親族や管理者の方からの相談も可能です。ただし、Q1 のとおり、補助金・制度の活用申請は、所有者本人でなければならない場合があります。

THE REVITALIZATION OF VACANT HOUSES AT NAKATOSA.

中土佐町の **補助金** や **制度** を使った

# 空き家活用術

使っていない **家・空き家** を活用しよう！  
家に使える中土佐町の**補助金・制度**をご紹介します

お家の荷物を処分した状態で、売却・賃貸！

**荷物整理補助金**

お持ちの空き家を  
リフォームして、賃貸できる！

**空き家改修補助金**

空き家改修補助金と合わせて活用できる！

**耐震補助金**

手間や費用をかけずに、買い手・借り手を探す！

**空き家バンク**

13 年後には、リフォーム済みのお家が返ってくる！

**中間管理住宅**

一定条件を満たす木造住宅の除却（解体）に使える！

**老朽空き家除却補助金**

中土佐町まちづくり課  
高知県高岡郡中土佐町  
久礼 6663-1  
TEL : 0889-52-2365  
Mail : iju@town.nakatosa.lg.jp  
開庁時間 : 8:30~17:15  
(土・日・祝、年末年始を除く)

合同会社なかとさ LIFE  
高知県高岡郡中土佐町  
久礼 6368  
TEL : 0889-59-1800  
Mail : info@nakatosalife.com  
営業時間 : 8:30~17:00  
定休日 : 水・土



合同会社なかとさ LIFE (中土佐町空家等管理活用支援法人) とは…  
中土佐町で不動産仲介業、空き家対策、移住相談窓口などを手がけています。2024年に中土佐町空家等管理活用支援法人に指定され、中土佐町役場とともに町の空き家対策に尽力しています。町の不動産屋としての意見や知見を交えながらご相談に乗りますので、お気軽にお問い合わせください。

発行 中土佐町まちづくり課  
企画 合同会社なかとさ LIFE

アフター



ビフォー

水まわり  
床・天井など

**B**

空き家  
改修補助金

洗面所  
Powder Room

家具片付け

**C**

荷物整理  
補助金



ビフォー

アフター



ダイニングキッチン  
Dining Kitchen

壁・屋根など

**A**

耐震補助金

賃貸

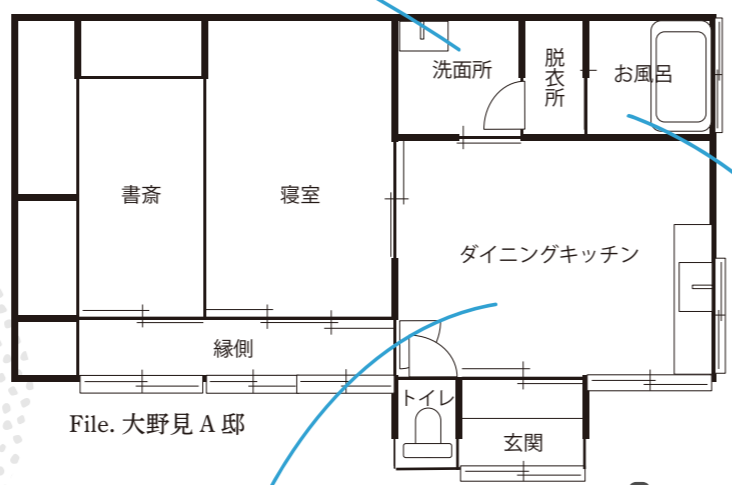
**E**

空き家バンク

# 空き家 補助金・制度

## 【活用事例】

問い合わせ先 まちづくり課：0889-52-2365  
総務課：0889-52-2211  
※平日 8:30 ~ 17:15



## A 耐震補助金

耐震工事で安心安全！

**補助上限額**  
122.5万円 (定額補助) ※令和 8 年度現在

**主な条件**

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅
- ・「安全な住宅」(評点 1.0 以上) の水準に引き上げるための耐震工事

問い合わせ先 総務課



## C 荷物整理補助金

まずは空き家の荷物を整理しよう！

**補助上限額**  
30万円 (定額補助) ※令和 8 年度現在

**主な条件**  
空き家を賃貸する予定があること

問い合わせ先 まちづくり課



ビフォー

アフター



風呂  
Bathroom

※原則、「空き家」とは人が居住しなくなっておよそ 1 年以上が経過した家のことです。  
※各種補助金・制度には、詳細な条件があります。また、年度によって内容や活用できる補助金額が変更される場合があります。最新の情報は、それぞれの担当課までお問い合わせください。

## B 空き家改修補助金

空き家をリフォームして快適な住まいに！

**補助上限額**  
270万円 (定額補助) ※令和 8 年度現在

**主な条件**

- ・改修後は移住者や子育て世帯に賃貸すること
- ・移住者や子育て世帯が空き家に住むために購入した場合も利用できます
- ・空き家バンクに 13 年間登録すること

問い合わせ先 まちづくり課



## D 中間管理住宅

町が空き家をリフォームしたのち 13 年間お借りして、代わりに賃貸します！

**活用の流れ**

- ① まちづくり課に空き家を申請 → 審査通過後、町に 13 年間貸し出す
- ② 町がリフォームする
- ③ 町が大家となって、賃貸する
- ④ 13 年後、返還される

問い合わせ先 まちづくり課



## E 空き家バンク

町内で家を探している方とお繋ぎします。

**活用の流れ**

- ① まちづくり課に空き家を申請
- ② 町が物件の情報をインターネットなどで公開
- ③ 買い手・借り手が見つかる

問い合わせ先 まちづくり課



## F 老朽空き家除却補助金

周辺の住環境に悪影響を与えたり、避難道を閉塞する可能性がある木造住宅を壊す場合に利用できます。

**補助上限額**  
164.5万円 (2 割自己負担) ※令和 8 年度現在

問い合わせ先 総務課

